

「ゆりか認定こども園」への移行について

日頃より、当園の保育方針・運営にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
この度、福岡市より正式な認可が下り、令和6年4月1日より、「ゆりか認定こども園」に移行します。「認定こども園」とは、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行なう施設です。保育園は「厚生労働省」管轄でしたが、認定こども園は「こども家庭庁」管轄となります。当園は、「保育所型」の認定こども園になります。保育方針や保育内容、現在通われている在園児のお預かり時間に変わりはありませんが、以下の点が変更になります。

《変更点》

① 3・4・5歳児は、保育の必要性がなくなった場合も(仕事を辞め今後就労しない等)、幼稚園部として継続して通園することが可能になります(1号認定と言います)
1号認定への移行をご検討される方は、事務室までお問合せください。

② 0・1・2歳児は、保育料が市への納付ではなく、園からの直接徴収となります。

※3・4・5歳児は、保育料無償化になっておりますので、園納金のみの徴収となります。

